

地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査結果

【調査対象】 都道府県、指定都市及び市区町村（首長部局）

【調査時点】 令和4年6月1日現在

- 各種ハラスメント防止のための措置の実施状況は、都道府県及び指定都市では、既に全団体に措置が講じられている^(※1)。一方、市区町村においては、前回調査から措置を講じた団体数が増加しているものの、必要な措置が講じられていない団体が約3割と未だに多く見られる。

		全体		パワーハラスメント		セクシュアルハラスメント		妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	
		全て措置	一部又は全て未措置 ^{※2}	全て措置	一部又は全て未措置	全て措置	一部又は全て未措置	全て措置	一部又は全て未措置
都道府県 (47団体)	今回	47(100%)	—	47(100%)	—	47(100%)	—	47(100%)	—
	前回	47(100%)	—	47(100%)	—	47(100%)	—	47(100%)	—
指定都市 (20団体)	今回	20(100%)	—	20(100%)	—	20(100%)	—	20(100%)	—
	前回	20(100%)	—	20(100%)	—	20(100%)	—	20(100%)	—
市区町村 (1,721団体)	今回	1,207(70.1%)	514(29.9%)	1,334(77.5%)	387(22.5%)	1,380(80.2%)	341(19.8%)	1,217(70.7%)	504(29.3%)
	前回	963(56.0%)	758(44.0%)	1,148(66.7%)	573(33.3%)	1,217(70.7%)	504(29.3%)	982(57.1%)	739(42.9%)
全体 (1,788団体)	今回	1,274(71.3%)	514(28.7%)	1,401(78.4%)	387(21.6%)	1,447(80.9%)	341(19.1%)	1,284(71.8%)	504(28.2%)
	前回	1,030(57.6%)	758(42.4%)	1,215(68.0%)	573(32.0%)	1,284(71.8%)	504(28.2%)	1,049(58.7%)	739(41.3%)

※1 ここでの「措置が講じられている」とは、規程の策定等により、ハラスメントに関して職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備することをいう。

※2 一部又は全て未措置の団体の対応予定時期

一部又は全て未措置	令和4年12月までに全て措置	令和5年3月までに全て措置	未定
514団体	75団体(14.6%)	437団体(85.0%)	2団体(0.4%)